

1. 計画策定の目的等

1) 計画策定の目的

近年、消費者の農林水産物・加工品に対する安全・安心志向が高まっており、「地産地消」を推進して消費者と生産者の距離を短縮し、「食」と「農」、「健康」の原点を見直していくことが求められている。

本村では、狭小な農地でありながら花きや熱帯果樹を中心に多種多様な農産物が生産され、水産業においてもモズク、海ぶどう、アーサの養殖が行われている。中でもパッションフルーツは特別栽培認定を取得し、小菊、パッションフルーツ、切葉（ドラセナ）、モズク、海ぶどう、アーサ、アテモヤ、観葉鉢物が拠点産地に認定されている。

これまで本村では、農水産物直売所「おんなの駅 なかゆくい市場」での恩納村産の農水産物の販売、「地産地消と農地の多面的機能発揮促進計画」（平成 19 年度）を策定し、在来島野菜の復活と農村活性化の促進等に取り組み、地産地消の推進に一定の成果を得ている。しかし、学校給食や村内に数多く立地している宿泊施設等での恩納村産農水産物の利用率は依然として低いことから、恩納村産農水産物の安定供給及び消費拡大を図ることが重要である。

このようなことから、生産者、農水産業関係団体、学校給食、観光関連事業所及び行政が連携し、本村の特性を活かした地産地消を効果的に推進するために本計画を策定する。

2) 計画の位置付け

この計画は、平成 22 年に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき、恩納村における地産地消推進計画として策定するものである。

策定にあたっては、村の最上位計画である「恩納村総合計画」及び「恩納村まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るものとする。

3) 計画期間

本計画は平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間を計画期間とする。ただし、社会情勢の変化や施策の状況などに応じて、その都度見直し、改善しながら実施することとする。